

平成29年度液化石油ガス販売事業者等立入検査結果について

関東東北産業保安監督部
東北支部保安課

当支部では、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第83条第1項及び第2項の規定に基づき、毎年度、当支部所管の液化石油ガス販売事業者の販売所及び保安機関の事業所に対し、立入検査を実施している。

平成29年度は、「平成29年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針（平成29年4月5日付け 20170316 商局第11号）における要請事項への取り組み状況の確認を主眼に、液化石油ガス販売事業者及び保安機関（以下「液化石油ガス販売事業者等」という。）における、保安業務の契約及び実施状況、供給設備の技術上の基準の適合状況、保安教育の実施状況、業務主任者が行う職務の実施状況、帳簿の記載状況等の確認を重点確認項目として立入検査を実施した。平成29年度の液化石油ガス販売事業者等立入検査の概要は、以下のとおりである。

I 立入検査の実施について

- | | | | |
|---------|-----------------|-------|---------|
| 1. 実施時期 | 平成29年6月～平成30年3月 | | |
| 2. 実施件数 | 販売事業者 兼 保安機関 | 10販売所 | （10事業者） |
| | 保安機関 | 4事業所 | （4事業者） |
| | 計 | 14事業所 | （14事業者） |

※所管販売事業者は、全て保安機関を兼ねており、立入検査では保安機関の業務についても検査している。

3. 実施内容
- ・販売事業者の販売所及び保安機関の事業所において、業務主任者等の立会のもとに帳簿等の検査及び貯蔵施設等の現場確認を実施。また、一部、一般消費者宅に置かれている供給設備の管理状況等について現場確認を実施。
 - ・検査の結果、保安の確保のため必要と認めた事項について、改善措置の実施等を指導。

II 平成29年度液化石油ガス販売事業者等立入検査における指摘事項（項目別）

No.	項目	主な違反内容	件数
【販売事業者の業務】			
1	基準適合義務（法第16条）	販売方法の基準不適合 （転倒等防止措置を講じていない等）	2
2	基準適合義務（法第16条の2）	供給設備の技術基準不適合 （容器から2m以内にある火気をさえぎる措置を講じていない等）	10
3	保安業務（法第27条）	点検・調査の方法の基準不適合 （定期供給設備点検、定期消費設備調査の期限超過等）	5
4	保安業務規程（法第35条）	保安業務規程の不遵守	1
【保安機関の業務】			
1	保安業務（法第27条、第34条）	容器交換時等供給設備点検結果の通知の不備 （技術基準に適合していないものを適合と判定し通知していた等）	2
		供給開始時点検・調査の不適合 （点検事項を満足していない）	1
		定期消費設備調査の期限超過	1
2	保安機関（法第31条）	保安業務用機器の不備	1
3	帳簿（法第81条）	帳簿の記載事項の不備等	2
合 計			25